

「美唄市の部活動の在り方に関する方針」の改正概要

1 改正の趣旨等

- (1) 市町村教育委員会は、国のガイドラインに則り、都道府県の「部活動に関する方針」を参考に、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な取組に関する方針を策定することとされている。美唄市教育委員会においても、令和元年に北海道教育委員会が策定した「北海道の部活動の在り方に関する方針」に則った「美唄市の部活動の在り方に関する方針」を策定した。

その後、令和4年12月国のガイドラインの全面改定が行われ、北海道教育委員会では、令和5年3月と令和6年3月に「北海道の部活動の在り方に関する方針」の改正が行われ、美唄市の方針においても、北海道の方針に則った内容の改正を行っている。

令和7年12月、国のガイドラインの全面改定が行われ、北海道教育委員会では、「北海道の部活動の在り方に関する方針」の改正が行われたことから、美唄市の方針においても北海道の方針に則った内容の改正を行うもの。

2 主な改正内容

- (1) 2 適切な指導・安全安心の確保 (1)・(2)

○適切な指導・安全安心の確保に向けて、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為を防止するための留意事項等を追記

- (2) 3 適切な休養日等の設定休養日・活動時間の設定基準の改定

○平日と週末のそれぞれに設けていた休養日の設定基準を柔軟化

○週当たりの活動時間上限を明文化

		改定後	現 行
休養日	基 準	週2日以上	週2日以上
			(平日1日及び週末1日以上)
活動時間	基 準	平 日：2時間程度 休 日※：3時間程度 週当たり：11時間程度	平 日：2時間程度
			学校の休業日：3時間程度

※休日：日曜日及び土曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日までの日(祝日を除く))

- (3) 北海道の方針の一部改正に則った文言等の追加、修正

○部活動の設置に当たり、マルチスポーツ部等としての集約等を検討する旨の追記

○学習指導要領解説における部活動の位置付けに留意する旨の追記

○部活動が、全ての生徒が一律に加入すべきものではない旨の追記

○その他、必要な文言等の修正